

令和7年度年末たすけあい募金

事業配分のご案内

緊急的に食料や生活物品等の支援を必要とされている方や、社会的孤立状態にあり支援を必要としている方等、地域で暮らす誰もが、安心して地域生活を過ごすことができるように、年末たすけあい募金の一部を『神奈川区民のみなさんが自主的に企画し参画する福祉事業』へ配分します。

<配分対象期間>

【A 期間】 令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）

【B 期間】 令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

<申込期間> いずれも土日祝を除く 9:00～17:00 とさせていただきます。

【A 期間に実施する事業】 令和7年8月1日（金）～29日（金）

【B 期間に実施する事業】 令和8年2月2日（月）～27日（金）

1 対象となる団体

（1）地域団体

地区社会福祉協議会 / 地区民生委員児童委員協議会 / 地区連合町内会 / 単位町内会

1. 同一の地区連合のエリアからの申込総額上限は、当該連合の令和6年度年末たすけあい募金実績額以内とします。
2. 同一の地区連合のエリア内で申込むことのできる事業数は、【A 期間】 【B 期間】 合わせて5事業までとします。また、【A 期間】 に実施予定だった事業の【B 期間】 への変更は可能です。
3. 地区連合エリア内でのとりまとめは地区社会福祉協議会で行ってください。
4. 単位町内会への配分額は、令和6年度年末たすけあい募金実績額の80%以内となる場合があります。

（2）福祉団体

障害当事者団体 / ボランティア団体 / 障害者地域活動ホーム / 地域活動支援センター作業所型 / 障害福祉サービス事業所 / 中途障害者地域活動センター / 障害者グループホーム

1. 神奈川区内を中心に活動している福祉団体が対象です。法人は、社会福祉法人または特定非営利活動法人（一般・認定・指定）もしくは一般・公益社団法人（作業所・グループホームを運営している団体に限る）が対象となります。
2. 申込は1団体につき1事業です。共催の場合は代表団体が申請してください。
3. 親子サークルや老人会、趣味サークル、同好会等が行う「主に自助を目的とする事業（自主事業）」 「介護予防事業」は対象外とします（ただし、障害当事者の自主活動は対象とします）。
4. ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金（要援護者支援区分）の助成を受けている団体が別の単発事業を申請する場合、申請額は基準の80%以内となります。ただし、同じ事業での申請はできません。

2 対象となる事業

分野1 高齢者支援事業

参加者のうち1/3以上が65歳以上の高齢者であること。

分野2 児童を対象とした事業

参加者のうち1/3以上が18歳以下の児童であること。

分野3 障害児・者支援事業

参加者のうち1/5以上が障害児・者であること。

※地域団体及び福祉団体（家族会含む障害当事者団体・ボランティア団体）が実施する事業が対象となります。

※地域活動ホームや地域活動支援センター作業所型、障害福祉サービス事業所、中途障害者地域活動センター等が、事業所のプログラムとして実施する事業は対象外となります。

分野4 福祉施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業

福祉施設と世代を超えた多くの住民が参加する行事であること。

※この分野のみ重複申込できません。

※地域団体が主催する場合は、高齢者福祉施設や障害者福祉施設、幼稚園を含む児童福祉施設、学校教育法上の学校、その他これらに準じる福祉施設との連携・協働が必要です。

ただし、会場利用のみ場合は対象外とします。対象となるか判断が難しい場合、事前にご相談ください。

※障害者地域活動ホームや地域活動支援センター作業所型、障害福祉サービス事業所、中途障害者地域活動センター、障害者グループホームが主催する場合は、地域住民やボランティアの参加が必要です。

<他の助成金との重複等に係る注意点>

1. 同一事業について、神奈川区社協ふれあい助成金の併用はできません。
2. 県共同募金会からの配分等を受けている事業は対象外です。
3. 横浜市社協の福祉バスを利用する事業は対象外です。

<事業に関する注意点>

1. 申請事業の内容、日程及び会場、主たる対象者が同一（または著しく類似）の場合は同一事業とみなします。この場合、同じ申請団体が事業を分けて申請することはできません。
また複数の団体による申請は共催とみなし、代表団体のみ申請が可能です。
2. 福祉まつりのように複数の運営団体がブースを出すイベントの場合、ブース（運営団体）ごとに申請することはできません。
3. 会場が異なる申請であっても、第二会場（サブ会場）として使用する場合は同一とみなします。

3 配分金額の基準と上限

- 配分申込額の上限は配分基準表（下表）に基づきます。
- 総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。
- 配分申込額は千円未満を切り捨ててください。
- ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金(要援護者支援区分)の助成を受けている団体が区社協ふれあい助成金事業とは別の事業を申請する場合、申請額は下記基準の80%以内とします。
※ふれあい助成金の助成を受けた事業と同一の事業での申請はできません。〈再掲〉
- **事業実施時の人数が申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。**
- **担い手を対象者にカウントすることはできません。**

【分野1】高齢者支援事業 (65歳以上の高齢者を対象とした事業)	
対象者数	申込上限額
10～30名	30,000円
31～50名	50,000円
51～80名	80,000円
81名以上	100,000円

【分野3】障害児・者支援事業 (障害児・者を対象とした事業)	
対象者数	対象者数
5～10名	30,000円
11～20名	50,000円
21～30名	80,000円
31名以上	100,000円

【分野2】児童支援事業 (18歳以下の児童を対象とした事業)	
対象者数	申込上限額
10～30名	30,000円
31～50名	50,000円
51～80名	80,000円
81名以上	100,000円

【分野4】施設と多くの住民が参加する 地域福祉交流事業	
対象者数	申込上限額
50～100名	30,000円
101～200名	50,000円
201～300名	70,000円
301～400名	100,000円
401名以上	150,000円

<重複申込について>

【分野1】～【分野3】の複数分野を対象にして行う事業の場合、申込金額上限は、分野ごとの申込上限金額の合計(2つまでの分野を選択)の**80%以内**とすることができます。

ただし、【分野4】施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業は、他の分野との重複申込はできません。

(例) 【分野1】と【分野3】の重複申込の場合

高齢者が30名→申込上限額は30,000円【分野1】

障害者が11名→申込上限額は50,000円【分野3】

(【分野1】30,000円+【分野3】50,000円)×80%=64,000円(実際の申込額の上限)

4 配分予算額(総予算額)

予算総額：8,000,000円(地域団体6,700,000円/福祉団体1,300,000円)

A・Bそれぞれの期間における申込総額が、当該期間の配分予算額を超えた場合、各団体への実際の配分額が申込金額を下回る場合があります。

5 配分の流れ(申込～配分)

<0.大まかな流れ>



<1. 申込>

【受付期間】

<A 期間に実施する事業> 令和7年8月1日(金)～29日(金)

<B 期間に実施する事業> 令和8年2月2日(月)～27日(金)

※いずれも土日祝を除く 9:00～17:00 とさせていただきます。

【受付方法】

郵送または窓口での提出

※ご提出いただいた書類に不備があった場合には、修正等のために窓口にお越しいただくことがあります。

※窓口での提出を希望される場合は、事前にご連絡ください。

【提出書類】

配分申込書（様式 1-1）、収支予算（様式 1-2）

※地域団体（地区社協・地区民児協・地区連合・単位町内会）が申込される場合は、**地区社協会長の署名または記名押印**が必要となります。

＜2. 審査＞

助成金総合審査委員会にて、配分の可否や配分予定額等について決定します。

＜3. 配分通知＞

A 期間に実施する事業：10 月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

B 期間に実施する事業：4 月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

＜4. 事業の変更等＞

- やむを得ない事情により事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
- **先に申請した内容の一部を変更等した場合には「内容変更届」をご提出ください。**
- **【A 期間】に実施を予定していた事業を【B 期間】に変更する場合も、「内容変更届」にて「実施日」の変更を行ってください。**
- 天候等により行事を中止する場合でも、準備のために必要経費を支出した場合には、助成の対象となることがありますので、ご相談ください。
- 事業実施時の人数が、申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。
〈再掲〉

なお、予算の未使用分は次年度の財源として活用しますので、財源確保にご協力くださいますようお願いいたします。

＜5. 配分方法＞

1. 事業終了後、速やかに（1 か月以内）に次の書類・帳票を提出してください。
提出書類：事業報告書（様式 2-1）・収支決算書（様式 2-2）/配分請求書（様式 3）/通帳コピー（表紙と表紙のウラ）/開催事業のチラシと**当日の様子がわかる写真（データ提出可）**
確認帳票：収支報告書に対応する領収証（原本）※領収証は確認後、お返しします
2. **毎月 15 日を報告書の締日とし、当該締日の属する月の末日までに配分金を振込みます。**

6 注意事項

1. 申込内容によっては配分できない場合があります。
2. 申込書や報告書類に不実の内容が記載されている場合は、配分額の減額や配分取消を行います（交付済の場合、返還していただきます）。
3. 報告書類は精査し、対象事業及び配分基準に準じた対象経費を確認させていただきます。
4. 総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。〈再掲〉
5. 同一の地区連合のエリアからの申込総額上限は、当該連合の令和 6 年度年末たすけあい募金実績額以内とします。〈再掲〉
6. 単位町内会への配分額は、令和 6 年度年末たすけあい募金実績額の 80%以内となる場合があります。〈再掲〉

7. 物品購入費について、申請事業実施に必要な備品の購入に配分金を充てられる場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。

7 共同募金運動への協力

事業実施の際にはチラシ・次第等に「年末たすけあい配分事業」と明記をお願いします。

また、配分が決定した団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力（街頭募金等）を可能な範囲でお願いします。

8 前年度からの主な変更点

項目	R 6 年度	R 7 年度（今回）
1. 【分野3】の考え方を整理しました。	対象団体について特段の規定なし	p.2 分野3 のとおり。
2. 【分野4】の考え方を整理しました。	福祉施設の関わり方について具体的な規定なし	p.2 分野4 のとおり。
3. 事業の考え方を整理しました。	特段の規定なし	p.2＜事業に関する注意点＞のとおり。

9 スケジュールまとめ

	【A 期間】	【B 期間】
1. 配分対象期間	令和7年10月1日（水） ～令和8年3月31日（火）	令和8年4月1日（水） ～令和8年9月30日（水）
2. 申込受付期間 （いずれも土日祝を除く 9:00～17:00）	令和7年8月1日（金）～29日（金）	令和8年2月2日（月）～27日（金）
3. 配分通知	令和7年10月上旬	令和8年4月上旬
4. 報告書提出期限	事業実施から1か月以内	
5. 配分金振込時期	毎月15日を報告書の締日とし、当該締日の属する月の末日まで	

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

〒221-0825

横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 1F

電話：045-311-2014 / FAX：045-313-2420

メール：info@kanakushakyo.com

